



# 三重県公報

平成13年3月16日(金)

第1249号

毎週火・金曜日発行

## 目次

告示

字の区域を変更する旨の届出..... (市町村課) 1

道路の区域変更及びその関係図面の縦覧..... (道路保全課) 1

道路の供用開始及びその関係図面の縦覧..... (同) 3

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (下水道課) 4

証紙の販売人の指定..... (出納局) 4

監査委員公表

監査結果の公表..... (監査委員) 5

公告

一般競争入札を行う旨..... (科学技術振興センター) 35

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... (税務政策課) 37

県営中山間地域総合整備事業計画を変更した旨及びその関係書類の縦覧..... (農業基盤整備課) 37

地積を特に減じて換地を定める土地としての指定..... (同) 38

換地処分を行った旨の届出..... (同) 39

開発行為に関する工事の完了..... (都市計画課) 39

土地区画整理事業の終了認可..... (まちづくり推進課) 40

## 告示

### 三重県告示第124号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、多気郡宮川村の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同村長から届出がありました。

平成13年3月16日

三重県知事 北川正恭

- 多気郡宮川村大字本田木屋字下ノ平に編入する区域  
多気郡宮川村大字本田木屋字丸山東236の1の一部、238の一部、241から243までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部
- 多気郡宮川村大字本田木屋字丸山東に編入する区域  
多気郡宮川村大字本田木屋字下ノ平246の一部、252の一部、253の一部、258から260までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

### 三重県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成13年3月16日

三重県知事 北川正恭

### 第1

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 260号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡紀勢町大字錦字名古796番59地内	旧 新	7.00 ~ 73.00	220.00
	新	9.00 ~ 22.00	164.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 川合大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町大字菅合字松原谷1601番 1 から	旧	4.00 ~ 7.00	154.00
多気郡大台町大字菅合字松原谷1603番 3 まで	新	4.00 ~ 12.50	154.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 川合大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町大字菅合字上高野1819番 1 から	旧	5.50 ~ 18.00	78.98
多気郡大台町大字菅合字上高野1817番 5 まで	新	5.50 ~ 20.00	78.98

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大台宮川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字江馬字川バタ142番 1 から 多気郡宮川村大字江馬字川上728番 3 まで	新	14.00 ~ 49.00	830.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡白山町大字城立字タキサカ11番から	旧	5.60 ~ 10.00	240.00
一志郡白山町大字城立字タキサカ 7 番 1 まで	新	10.20 ~ 30.00	240.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字西狭間4528番1から	旧	6.00～13.00	88.00
一志郡美杉村下之川字西狭間4530番1まで	新	13.00～18.00	88.00

## 第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八知下多気一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字西狭間4530番1から	旧	6.00～13.00	88.00
一志郡美杉村下之川字西狭間4528番3まで	新	13.00～18.00	88.00

## 第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市中村町字広ヶ谷1245番から	旧	26.00～175.00	222.00
四日市市中村町字広2142番13まで	新	26.00～175.00	222.00

## 第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市員弁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市千代田町172番5地先から	旧	6.00～7.00	89.00
四日市市千代田町67番3地先まで	新	6.00～16.50	89.00

## 三重県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 166号	飯南郡飯高町大字粟野字福山ノ上661番2から 飯南郡飯高町大字粟野字大道ノ下夕629番1まで	平成13年3月16日
一般国道 422号	飯南郡飯高町大字粟野字川ノ上工627番から 飯南郡飯高町大字粟野字廣尾574番1まで	平成13年3月16日
一般国道 260号	度会郡南勢町大字内瀬字清水瀬1075番1から 度会郡南勢町大字内瀬字千谷1073番2まで	平成13年3月16日

県道 伊賀甲南線	阿山郡伊賀町大字新堂字揃田1830番1地先から 阿山郡伊賀町大字新堂字揃田1781番4まで	平成13年3月16日
一般国道 260号	度会郡紀勢町大字錦字名古796番59地内	平成13年3月16日
一般国道 422号	飯南郡飯高町大字赤桶字谷出1868番2地先から 飯南郡飯高町大字赤桶字宮西2559番3地先まで	平成13年3月23日
県道 大台宮川線	多気郡宮川村大字小切畑字横手16番3から 多気郡宮川村大字小切畑字横手36番4まで	平成13年3月16日
県道 相鹿瀬大台線	多気郡大台町大字柳原字小谷口1307番1地先から 多気郡大台町大字柳原字1405番1地先まで	平成13年3月16日

## 三重県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可します。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 施行者の名称

香良洲町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連香良洲町公共下水道

## 3 事業施行の期間

昭和61年6月3日から平成16年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第400号、平成5年三重県告示第504号、平成10年三重県告示第175号及び平成11年三重県告示第118号の事業地に、字海面高砂から字大新田の区間を加え、字山添及び字川口垣内地内において事業地を変更する。

## 三重県告示第128号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により次のとおり証紙の販売人を指定しました。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 販売人の住所

東京都千代田区麹町10-1

## 2 販売人の名称

トラベラー株式会社

## 3 販売人の種別

小売販売人

## 4 販売所の名称及び所在地

トラベラー アスト津店

津市羽所町700

## 5 指定年月日

平成13年4月1日

## 監査委員公表

## 監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、次のとおり監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

平成13年3月16日

三重県監査委員	恒	藤	則	行
三重県監査委員	島	本	暢	夫
三重県監査委員	川	端	治	夫

## 包括外部監査の結果に関する報告

平成13年2月23日

三重県監査委員 恒 藤 則 行 様  
三重県監査委員 島 本 暢 夫 様  
三重県監査委員 川 端 治 夫 様

包括外部監査人 山 下 義 夫

平成12年4月1日付け包括外部監査契約書第7条に基づき、包括外部監査の結果について、下記のとおり報告いたします。

## 目 次

- ・ 県土整備部の契約事務とその運営状況について
- ・ 教育委員会の情報教育事業費及び総合教育センター費の財務事務の執行
- ・ 三重県が保有する公有財産の管理事務について
- ・ 印刷物について 指名競争入札、プロポーザル方式、企画コンペ方式、複数社からの見積にかかる契約事務について

## 県土整備部の契約事務とその運営状況について

## 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件

## (1) 外部監査対象

県土整備部の契約事務とその運営状況

## (2) 外部監査対象期間

平成11年度（平成10年度よりの繰越工事を含む）

## 3 事件を選定した理由

建設工事に係る工事発注が、三重県会計規則、三重県建設工事発注標準等に従って適正に執行されているか、契約制度の運営において、透明性、公平性、競争性が確保されているかを確かめるため選定した。

## 4 外部監査の方法

## (1) 監査の要点

入札から落札までの一連の手続が適正に執行され、又、透明性、公平性、競争性が確保されているか。  
設計金額、予定価格及び最低制限価格の取扱は適正か。  
低入札価格調査制度の運用は適正か。  
談合情報事案の処理は適正になされているか等。

(2) 主な監査手続

地域的及び金額的重要性から、北勢県民局桑名建設部、北勢県民局下水道部、南勢志摩県民局伊勢建設部、紀南県民局建設部を監査対象として

予定価格が 2 億円以上（北勢県民局下水道部は 5 億円以上）の契約及び 2 億円未満の契約で必要と認められたもの

低入札価格調査制度に該当する契約

談合情報事案（県土整備部全部）

上記についての予定価格調書、入札結果調書等必要関係書類の提出をもとめるとともに、必要に応じて工事箇所の実地調査等必要な監査手続を実施した。

5 外部監査の実施期間

平成12年7月25日から平成12年12月31日まで

第 2 外部監査の結果

1 競争性の確保に問題があると認められる事例

競争性の確保については、予定価格より検討する必要がある。

予定価格は過去には、設計金額から一部部切りして、若干低い金額で設定されていたが、現在では、部切りの根拠が不明のため設計金額と予定価格は同額となっている。

県は、設計金額の「積算基準」と「設計単価」を公表しており、現在では積算ソフトが発売され、各入札業者は電算機により予定価格に近い数字を想定できるにも関わらず、その入札金額の大部分が予定価格を超える金額である。予定価格を超えるものは落札できない（一般的にいう無効）。

予定価格以下で入札する業者数が平均で20%程度であり「競争性の確保」に問題があるといえよう。

次の表は、請負工事の予定価格が 2 億円以上（北勢県民局下水道部は 5 億円以上）の契約について、入札結果調書から作成したものであるが、各建設部とも入札業者の70%～80%前後は予定価格を超える入札を行い、予定価格以下の入札業者は20%～30%程度となっている。

<北勢県民局 桑名建設部>

予定価格 2 億円以上（消費税込み）の工事

工 事 名	入札業者数	予定価格を超える 入 札 業 者 数 ( 無 効 )	予定価格 (千円)	予定価格以下の 入 札 業 者 数	当初契約金額 (千円)
工事	10	8	243,052	2	241,500
"	10	9	293,675	1	290,850
"	10	9	238,420	1	235,200
"	10	6	292,084	4	284,550
"	10	6	211,116	4	204,750
"	10	5	208,777	5	202,650
"	10	9	200,100	1	198,450
"	10	8	204,831	2	202,650
"	10	9	268,114	1	267,750
"	10	8	296,621	2	294,000
"	11	8	1,073,610	3	1,062,600
"	10	8	253,794	2	250,950
"	12	9	321,579	3	318,150

工事	10	8	252,846	2	248,850
"	10	4	259,840	6	255,990
"	11	10	208,128	1	207,900
"	13	12	207,531	1	204,750
	合計 177	136		41	

入札業者の内予定価格を超える入札業者の割合は76.8%である。

<北勢県民局 下水道部>

予定価格5億円以上(消費税込み)の工事

工事名	入札業者数	予定価格を超える 入札業者数 (無効)	予定価格 (千円)	予定価格以下の 入札業者数	当初契約金額 (千円)
工事	15	13	1,261,470	2	1,239,000
"	10	7	1,329,405	3	1,302,000
"	11	9	970,095	2	955,500
"	12	11	1,118,941	1	1,090,950
"	12	11	928,327	1	924,000
"	14	11	1,042,134	3	997,500
"	10	9	835,244	1	819,000
"	12	11	593,217	1	588,000
"	10	1	2,150,048	9	2,087,400
"	13	12	694,377	1	687,750
"	12	11	920,392	1	903,000
"	11	10	1,973,460	1	1,958,250
"	9	6	2,218,788	3	2,163,000
"	10	8	532,354	2	527,100
	合計 161	130		31	

入札業者の内予定価格を超える入札業者の割合は80.7%である。

<南勢志摩県民局 伊勢建設部>

予定価格2億円以上(消費税込み)の工事

工 事 名	入札業者数	予定価格を超える 入 札 業 者 数 ( 無 効 )	予定価格 (千円)	予定価格以下の 入 札 業 者 数	当初契約金額 (千円)
工事	12	11	356,067	1	351,750
"	12	10	451,489	2	448,350
"	12	11	2,891,255	1	2,866,500
"	12	10	705,294	2	543,900
"	15	14	229,409	1	227,850
"	8	6	488,267	2	480,900
"	10	8	213,225	2	212,100
"	9	8	233,270	1	232,050
"	42	41	313,220	1	294,000
	合計 132	119		13	

入札業者の内予定価格を超える入札業者の割合は90.2%である。

< 紀南県民局 建設部 >

予定価格 2 億円以上 (消費税込) の工事

工 事 名	入札業者数	予定価格を超える 入 札 業 者 数 ( 無 効 )	予定価格 (千円)	予定価格以下の 入 札 業 者 数	当初契約金額 (千円)
工事	10	0	252,015	10	231,000
"	6	6	967,725	0	-
"	6	0	967,725	6	955,500
"	12	8	951,730	4	948,150
"	12	11	959,353	1	955,500
"	12	10	776,270	2	771,750
"	6	5	850,461	1	847,350
"	10	5	228,423	5	224,700
"	10	7	229,302	3	226,800
"	11	10	398,875	1	393,750
"	10	8	285,465	2	282,450

工事	8	5	251,597	3	248,850
"	9	8	258,578	1	257,250
"	11	10	213,495	1	210,000
"	8	7	200,328	1	199,500
	合計135	94		41	

入札業者の内予定価格を超える入札業者の割合は69.6%である。

3建設部1下水道部合計では次の通りとなっている。

入札業者数	予定価格を超える 入札業者数	予定価格以下の 入札業者数
605 (100%)	479 (79.2%)	126 (20.8%)

2 分割発注したにもかかわらず、すべて1社が受注した事例 ( )

平成10年度、11年度のある土木工事を調査したところ、平成10年度、11年度の入札の結果は次のとおり、すべて同一業者が落札するという結果になった。

業種 土木工事一式

(それぞれ請負設計金額50,000千円以上、80,000千円未満の工事である)

指名業者	平成10年度入札日		平成11年度入札日				
	12 / 7	12 / 7	3 / 15	3 / 15	3 / 15	3 / 15	3 / 15
A	×	×	×	×	×	×	×
B	×	×	×	×	×	×	×
C	×	×	×	×	×	×	×
D							
E	×	×					
F	×	×					
G	×	×	×	×	×	×	×
H	×	×	×	×	×	×	×
I			×	×	×	×	×
J			×	×	×	×	×
K			×	×	×	×	×

注1. ×、 は指名競争入札業者、 は落札業者。

注2. A社からK社まで、すべて当該工事を管轄する行政区域(市)に本社のある業者である。

注3. A、B、C社は発注金額からすれば、当該ランクではなく上位にランクされる業者であるが、指名業者数を満たすために指名された(三重県建設工事発注標準2特例による特例指名業者である)。

三重県建設工事発注標準

2 特例. 工事の適正な施工を確保するため、指名業者の地域性等を勘案する必要がある場合にあっては、当該発注区分の上位又は下位区分の業者で総合点が当該発注区分に近い者から順に指名することができるものとします。

ただし、特例により指名できる業者は、当該工事に係る全指名業者の1/3（平成12年6月1日より1/4）を超えることはできないこととします。

注4. E、F社は平成10年度は、発注金額からすれば当該ランクであったが平成11年度は、平成10年度より下位にランクされたため、指名からはずれた。

注5. I、J、K社は平成11年度に当該ランク業者となった。

2 分割発注したにもかかわらず、すべて1社が受注した事例（ ）

平成11年度の工事（平成10年度よりの繰越工事を含む）のうち、分割発注した工事について、1社が受注した事例が特に多いと認められた桑名建設部での分割発注の内訳である。

分割発注の理由の主なものは、地元業者の育成と受注機会の拡大及び公平性の確保、工事期間の短縮である。

着工年月日	工事名称	落札業者	着工年月日	工事名称	落札業者
	〰〰〰 (工事省略)			〰〰〰	
10. 9. 30	主要地方道 線 その1	A	11. 8. 30	主要地方道 線 その1	A
10. 9. 30	" " その2	A	11. 8. 30	" " その2	A
	〰〰〰			〰〰〰	
10. 12. 9	一級河川 川 分-1	B	11. 9. 13	線 その1	G
10. 12. 9	" " 分-2	B	11. 9. 13	" " その2	G
	〰〰〰		11. 9. 17	" " "	G
11. 2. 8	一般国道 号 その2	C	12. 3. 6	一般地方道 線 分-1	H
11. 2. 8	" " その3	C	12. 3. 6	" " 分-2	H
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 2. 15	一般国道 号 その4	D	12. 3. 17	一般地方道 線 分-1	H
11. 2. 15	" " その5	D	12. 3. 17	" " 分-2	H
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 3. 5	二級河川 川 その1	C	12. 3. 13	一般地方道 線	I
11. 3. 5	" " その2	C	12. 3. 13	" " "	I
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 3. 12	一般国道 号 その8	D	12. 3. 31	主要地方道 線	I
11. 3. 12	" " その9	D	12. 3. 27	" " "	I
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 7. 27	一級河川 川 分-1	E	12. 3. 17	一級河川 川 分-1	B
11. 7. 27	" " 分-2	E	12. 3. 17	" " 分-2	B
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 8. 10	二級河川 川 4工区	F	12. 3. 17	一級河川 川 分-3	B
11. 8. 10	" " 5工区	F	12. 3. 17	" " 分-4	B
11. 8. 10	" " 6工区	F	12. 3. 17	" " 分-5	B
	〰〰〰			〰〰〰	
11. 8. 30	主要地方道 線 その2	G	12. 3. 30	二級河川 川 その2	J
11. 8. 30	" " その3	G	12. 3. 17	" " その3	J

## 3 工事契約の解除について

桑名建設部において、一旦契約された工事契約が建設部側の都合により解除されるという事例が認められた。

契約の概要は以下の通りである。

工事名称	一般地方道大泉多度線緊急地方道路整備（A改良）工事
当初工期	平成11年7月27日より平成12年2月28日まで
契約額	115,500千円
前払金	46,200千円
契約保証金	11,550千円

この工事は、作業現場への進入については舗装済であるが未供用となっていた現場への進入路を利用せざるを得なかったため、桑名建設部より現場進入路の管理者へ事前調整を図っていたものであった。しかし、現場進入路の管理者は行き止まりの状態で供用開始をすると不測の事故の発生場所となる可能性があるという事で、道路使用を認めていなかった。

又、地元自治会からも騒音や災害という面で工事開始の承諾を得ていなかった。

このような事前調整が完了していない段階で、桑名建設部は当該工事を入札に掛け、契約を締結してしまった。

落札した業者が工事に取りかかろうとしたが、建設機材等が工事現場に搬入する事ができなかった。現場担当者間では、すぐに工事一時中止の合意ができていた（平成11年7月27日付工事打合簿により確認）。

そのため桑名建設部は、道路管理者等と協議したが不調に終わり工事着手が不可能となった。

その後工期の延長及び工事自体の縮小にて対応しようとした（平成12年1月14日付工事打合簿、平成12年1月18日付変更請書等により確認）。

事業年度末になっても進展はなく、最終的に契約は解除となった（平成12年3月7日決済請負契約の解除について 伺い 文書番号2017号他により確認）。

この契約解除手続の根拠となっているものは、建設工事請負契約書第48条第1項である。

建設工事請負契約書第48条第1項には次の通り規定されている。

「甲は、工事が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。」

甲とは、発注者であり、前条第1項の規定とは、契約違反等の場合を規定したものである。

契約解除となった原因は、桑名建設部の事前確認洩れであると認められた。

## 4 契約が頻繁に変更された事例

桑名建設部で、契約が頻繁に変更された事例が認められた。

工事名称

平成9年度国補道改・主0国 第1 - 分1号

主要地方道 湾岸桑名インター線

国補道路改良（軟弱地盤対策）工事（その1）

当該工事は、平成10年3月6日に起票され、同月25日に入札を行った。

落札者と県との間で、平成10年3月30日付けで、契約を交わした。

当初契約内容	工期	着手	平成10年3月30日
		完成	平成11年2月17日
	金額	241,500千円（消費税込み）	

平成10年4月1日（2日後）に、工事の施工を一時中止し、工期を42日間延長した（変更後の完成予定は、平成11年3月31日とされた）。

当初に契約した平成10年3月30日より2日後に変更契約がされた。

変更理由……着手時期について、地元関係者との同意が得られていないためである。

再度の変更契約（平成11年3月18日変更）

変更内容 完成予定を平成12年1月31日に変更。

請負金額を73,949千円増額。

変更理由

期間の変更………	水田耕作に伴う施工不能期間	3.5ヶ月
	隣接工区工事のため施工不能期間	2.5ヶ月

水田耕作は、当初からわかっていたのではないかと。また水田耕作は平成10年5月から8月までの期間であって、その後半年以上経過してから契約変更が行われている。

金額の変更……当初、盛土は、他の工事から流用する計画であったが、流用が不可能となったためである。

前提条件の調査が不十分なまま、契約を行ったものと考えられる。

5 その他調査を行なった事項

談合情報事案の処理について

(1) 平成11年度における県土整備部関係の談合情報は5件あり以下に表示しているが、そのすべてについて、三重県建設工事等の談合情報対応マニュアルに基づき、入札を延期し入札参加予定者から事情聴取を行い、談合していない旨の「誓約書」を提出させた。

談合の事実が確認できなかった4件についてはそのまま入札を行い、談合の事実が確認できないが、情報内容が詳細で疑念が払拭されない1件は当初の指名業者による入札を中止し、再度別の指名業者により入札をおこなった。

談合情報対応マニュアルに従った適正な調査はおこなわれていると認められた。

調査権限等に限界はあるが、せつかくの情報を無駄にしない対策を考案する必要があると思われる。

発生年月日	新聞掲載有無	工事名	発注所属	調査の結果 談合の事実確認	談合情報と 落札者が同一か
11. 8. 11	有	事業	四日市建設部	できず	同一
11. 10. 19	有	事業	紀南建設部	できず	同一
12. 1. 11	無	事業	四日市建設部	できず	相違
12. 3. 24	有	事業	桑名建設部	できず	同一
12. 3. 30	有	事業	砂防課	入札中止	

(2) 平成12年3月にすでに入札が終了した工事で、4月以降に談合情報がもたらされた次の事案は、三重県議会で一般質問、情報提供者による警察への告発等の処置がされているため、県土整備部公正入札調査委員会としては、公正取引委員会への通報と、談合情報マニュアルによる調査を行っているが、その処置については、警察等の捜査結果まちとなっている。

< 桑名建設部 >

	入札年月日	工事名	予定価格 (千円)	入札金額 (千円)	落札割合
A	12. 3. 22	主要地方道四日市員弁線 (大泉橋)	208,128	207,900	99.9%
B	12. 3. 22	主要地方道四日市員弁線 (大泉橋)	184,591	124,950	67.7%

B工事については、基準価格は147,672千円であり、それ以下の入札金額であるため低入札価格調査制度に基づく調査を行い、3月31日に着工している。大泉橋を分割して発注し、同一業者が落札したにも係わらず、A工事は予定価格の99.9%で入札し、B工事は67.7%で入札している。

設計金額、予定価格及び最低制限価格の取扱について

設計金額は、国の基準をもとに三重県が制定した「積算基準」と労務単価、材料単価、機械経費からなる「設計単価」により適正に計算されており、又この基準は一般に公表されている。

予定価格は、平成9年度では設計金額から一部切り捨て決定していたが、部切り根拠が不明のため平成10年度からは、設計金額と予定価格は同一に設定されている。

最低制限価格は、契約内容に適合した履行に最低必要な金額を設定しており、各工事とも適正に設定されている。但し設計・測量・コンサル等の委託料については、最低制限価格は設定されていない。

低入札価格調査制度の運用について

現在の低入札価格調査制度は、平成10年8月から施行されている。本来、最低制限価格を下回る入札は当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるので無効となるが、三重県では、工

事設計金額が 8 千万円以上（建築工事及び付随する付帯工事については 1 億円以上）の工事については、基準価格を下回る入札に対して、

- (1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書の徴求
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事の個所と入札者の事業所等との関連
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 入札者の経営内容、公共工事の成績状況等

を調査し、適合した履行がなされると認められる場合には最低価格入札者（最低価格入札者が適合した履行がなされないと認められる場合には、次順位者）に落札した旨の通知をするとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知する制度である。

平成 11 年度には、次の工事について低入札価格調査を行い、契約の内容を適正に履行できると認めて契約を行った。予定価格に対する落札価格の割合は 67.7% から 44.8% となっており、落札率を低下させる効果があると認められる（県全体の落札率の平均は 97.2% である）。

低入札価格調査実施後契約した案件（平成 11 年度）は次の通りである。

	入札年月日	予 定 価 格 ( ) (千円)	基 準 価 格 (千円)	最 低 入 札 価 格 ( ) (千円)	落 札 率 ( / ) (%)
桑名建設部	12. 3. 22	184,591	147,672	124,950	67.7
伊勢建設部	12. 3. 24	293,185	234,547	131,250	44.8
紀南建設部	12. 1. 5	87,656	69,162	56,070	64.0
"	12. 1. 21	125,338	98,998	74,554	59.5
"	12. 2. 14	101,428	79,729	56,490	55.7

#### 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

##### 1 請負工事に関する予定価格の事前公表の必要性について

3 建設部 1 下水道部の請負工事に関して入札調書を調べた 54 件（入札業者総数 605 業者）の入札で予定価格を超える入札業者数が 479 業者（79.2%）予定価格以下の入札業者数が 126 業者（20.8%）と、入札 1 回について 20% 程度しか予定価格以下での入札がなく、競争性が低いといえる。伊勢建設部での入札であるが、入札業者 42 業者中 41 業者が予定価格を超える入札をし、予定価格以下での入札は 1 業者で結果的には無競争の状態となっている入札が認められた。

任意に選定した特定の建設部における 2 億円以上の工事の入札結果を別紙に示したが、競争入札であるにもかかわらず、17 工事すべてにおいて予定価格より 4% 以上安く入札した会社は 1 社もないということは、予定価格はかなり正確に予測がつくものであると推察される。

もしそうであれば、予定価格を超える場合は落札ができない（一般的にいう無効）と定められているにもかかわらず、それを超えて入札した約 8 割の会社のうちの多くは、最初から落札の意思がないということになる。一般的には、指名しても数回連続して入札の意思がない場合は、辞退したと考え、以後指名しないというのが常識であるが、県はその後も継続して指名をしており、理解に苦しむ。

いずれにしても、「競争性の確保」という観点からは問題が多い。そこで予定価格を明示した上で入札を行うことにすれば、今回一般的にいう無効となった 8 割の会社は、予定価格以下の金額で入札せざるを得なくなり、表でいくつかみられる例のような 99.8% で落札といった極端なものはなくなり、金額的にある程度の改善は期待できるのではないだろうか。

## 2 分割発注について ( )

監査結果の項(2 分割発注の事例( ))で述べた分割発注については、次の問題がある。

平成10年度に分割発注(2分割)したが、同一業者がすべて落札したという事例が見られたにもかかわらず、平成11年度に再度分割発注(5分割)を繰り返し、しかも5分割とも同一業者が落札している。

そのほか当該工事は、平成11年8月及び9月の入札の際も同一業者(監査結果の項(2 分割発注の事例( ))の表のD社)が落札しており、平成10年度の分割発注にかかる入札の実績を考え合わせれば、平成11年度末においても同一業者が5工区を落札する事は予想できたのではないか。

分割発注の目的は、地元業者の育成、受注機会の拡大、公平性の確保及び工事期間の短縮等とされているので、分割発注をした場合には、すべて同一業者とならないような対応を考えるべきではないか。

## 2 分割発注について ( )

桑名建設部で分割発注したものの内、下記の工事については、次のことがいえる。

	入札日	工事名称	予定価格 (千円)	当初契約額 (千円)
A	12. 3. 22	主要地方道四日市員弁線 大泉橋(国補)	208,128	207,900
B	12. 3. 22	主要地方道四日市員弁線 大泉橋(地方)	184,591	124,950

この工事の内容は、仮橋設置工事である。仮橋を設置の後、本橋を建設することとされている工事である。

A工事、B工事ともに同一の業者が落札しているが、B工事については基準価格以下の入札であり、低入札価格調査制度による調査がなされ、契約の内容を適正に履行できると認めて契約を行っている。

しかしながらA工事は落札率(落札価格/予定価格)が99.9%であり、B工事は落札率が67.7%である。A工事、B工事は平成12年3月22日の午後1時30分、午後1時50分に入札されている。わずか20分後にB工事が低額で落札できるのであれば、A工事の入札価格は一体何かという疑問が出てくるのは当然のことである。

民間工事の場合、B工事について上記落札価格で施工できるのであれば、A工事について値引交渉するのは当然のことである。さらに相手方が値引に応じなければ、次の機会において、取引をしない、前回分の利益相当分を値引させる等のペナルティを課するのが普通である。

一般的には、仮橋工事を右岸と左岸からの工事に分割して発注したため、A工事でB工事は別の工事であるとしてA工事の請負価格については追及しないとする考え方はない。

## 2 分割発注について ( )

監査結果の項(2 分割発注の事例( ))で述べたが、分割発注については平成11年度だけの問題ではない。

分割発注の理由は、おおむね 地元業者の育成と受注機会の拡大、公平性の確保、 工事期間の短縮等である。

しかしながら、監査結果の項で示したが、分割発注された工事を1社で受注するという事例が特に桑名建設部で目立っている。

こういった事例は、ここ数年繰り返されている。

数年繰り返されたという事は、この方法では目的を達成できないと判断すべきであり、したがって、分割発注をやめるべきではないか。

## 3 公募型指名競争入札の参加要件の緩和の必要性について

平成11年7月までは、公募型指名競争入札は、工事設計金額が3億円以上21.6億円未満の工事の入札に採用されていたが、同年8月1日からは透明性・競争性を高めるため、工事設計金額8千万円以上3億円未満の範囲とすることとし、3億円以上24.3億円(平成12、13年度は25億円)未満の工事については、より競争性の高い条件付き一般競争入札(原則JV)によることとされた。

公募型指名競争入札は、工事の概要、入札参加資格要件、その他工事の施工に必要な事項を事業課(部)に掲示し、入札参加届出書を提出した業者の中から、指名審査会で入札参加業者を指名し、指名されなかった業者にはその理由を通知する。

しかし、一般工事の公募型指名競争入札の参加要件は、

- (1) 所轄建設部管内の市町村に本社を有すること
- (2) 経営事項審査による総合評点の基準
- (3) 三重県建設工事等入札資格者名簿に指名工事業種で登載されている建設業者である

などである。

「所轄建設部管内の市町村に本社を有する」とする要件は、指名競争入札と同一に近い業者の公募しかなく、入札参加の障壁となっており競争性を低下させていると考えられるため

- (1) 隣接建設部管内の市町村に本社を有する業者を加える
- (2) 北勢地域・中勢地域・南勢地域の区分まで地域限定の範囲を広げる

等の改善策を考える必要があると思われる。

#### 4 談合情報事案の処理について

公正入札調査委員会が談合情報マニュアル通りに入札参加者から事情聴取を行っても、参加業者が自ら談合を行ったと申し出る例は皆無に近く、入札参加業者から談合を行っていない旨の「誓約書」をとり、写しを公正取引委員会に送付しているが、談合の真否が確認できない事案が大部分である。延期後の入札では、談合情報の業者が入札する例が多いため、談合事案についての入札では、特別に入札参加業者を追加して入札する等の工夫が必要である。

#### 5 桑名建設部の工事契約の解除について

桑名建設部の工事契約の解除の原因については、建設部の員弁町等に対する町道利用許可の有無の事前調整が完了していない段階で入札に掛け工事契約をしてしまった事であると認められる。

今後の対策としては、事前に想定される確認項目を列挙したチェックリストを作成して確認すべき項目につき確認作業を進めながら契約事務に当たる必要がある。

契約上解除できるから解除し、前払金は返納してもらうということであるが、県職員としての責任の自覚、コスト意識を持っていただく必要がある。県内業者育成という面からみても問題はありはしないか。

当該工事の契約解除については、実損がなかったという理由からか契約の相手方からの損害賠償請求はなかった。しかしながら、実際には入札に係る事務手数料、人の手配に係る費用などは当然考えられる。行政の姿勢としては、工業者に損害賠償請求をするよう要請すべきであろう。逆に県が損害を被った場合はどうであろうか。損害賠償請求を工業者にしないのであろうか。当然すべきである。

(参考)

契約上発注者側は、損害賠償責任を負っている。

建設工事請負契約書第48条第2項では次の通りとなっている。

「甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。」

#### 6 契約が頻繁に変更された事例について

監査結果の項で述べたが、桑名建設部で下記の工事について、契約が頻繁に変更された。

工事名称

平成9年度国補道路改・主0国第1 - 分1号

主要地方道 湾岸桑名インター線

国補道路改良(軟弱地盤対策)工事その1

契約 平成10年3月30日

工期 着手 平成10年3月30日

完成 平成11年2月17日

金額 241,500千円(消費税込み)

上記工事は、当初契約の2日後平成10年4月1日に工期延長の変更契約(完成予定平成11年3月31日)がなされ、また平成11年3月18日に工期延長(完成予定平成12年1月31日)、請負金額の増額(73,949千円)の変更契約がなされている。

これらの頻繁な契約の変更は、前提条件(地元の同意が得られていない、また当初から予想された水田耕作に伴う施工不能期間を考慮する等)の調査が十分になされないまま契約を行った事によるものであろう。

特に当初契約のわずか2日後に変更契約をすることは、問題があるのではないか。

前記5、桑名建設部の工事契約の解除について述べたのと同様に、万全な事前調査を行なっていただきたい。

県土整備部においては、入札・契約制度のあり方について検討するとの事であり、その結果を見守りたい。

〇〇県民局〇〇建設部における2億円以上の工事の入札結果 (予定価格を100%として入札金額をパーセントで表示)

	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事
入札参加会社数	10社	10社	10社	10社	10社	10社	10社	10社	10社	10社	11社	10社	12社	10社	10社	11社	13社
無効 ↑ 105% ↑ 予定価格 100% ↓ 95% ↓ 有効			109.2														107.7
			105.6 105.6 105.2				105.9		106.5	107.1 106.6 106.1	105.3		105.4	105.7	106.4		
	104.9 104.5	104.4	104.8		104.4		104.9	104.5 104.0				104.6 104.2	104.8 104.4	104.2 103.8		104.4 104.1	104.9
	103.6	103.6 103.3 102.9 102.6	102.6	103.1 102.6 102.4	103.6	103.1	103.8 103.3 103.3 103.1	103.0	103.7 103.7 102.9 102.6	103.3 102.6 102.6	103.6 103.4	103.4 103.4	103.8 102.8 102.1	102.9 102.5		103.4 102.6 101.9 101.4	103.9 103.7
	101.9 101.5 101.5 100.6	101.8 101.1 100.8 100.1	101.7 101.5 101.2	101.7 101.3	101.9	101.5 101.0	102.5 102.3	101.4	101.8 101.8 101.0 100.6	101.9 101.9 100.5 100.1	102.0 102.6 102.3 102.0	101.7 101.3 100.7 100.2	101.2 101.3 100.8 100.4	101.7 101.3 101.3 100.4	101.6 101.0 100.2 100.0	100.8 100.6 100.3 100.3	101.1 101.1 101.1 100.6
	99.7 99.3	99.0	98.6	99.9 98.8 98.4 97.4	99.4	98.5 98.0 98.0	99.1	98.9	99.4 99.1	99.8 99.5 98.9		99.7 99.2 98.8	99.9 99.2 98.9	99.6 98.4	99.4 99.2 99.0 98.8 98.5	99.8	98.6
	入札有効会社 2社	入札有効会社 1社	入札有効会社 1社	入札有効会社 4社	入札有効会社 4社	入札有効会社 5社	入札有効会社 1社	入札有効会社 2社	入札有効会社 1社	入札有効会社 2社	入札有効会社 3社	入札有効会社 2社	入札有効会社 3社	入札有効会社 2社	入札有効会社 6社	入札有効会社 1社	入札有効会社 1社

別紙

教育委員会の情報教育事業費及び総合教育センター費の財務事務の執行

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

情報教育事業費

情報教育機器整備充実事業費

高等学校における校内 LAN システム推進事業費

紀伊半島 3 県高等学校ネットワーク推進事業費

「インターネットをすべての学校に」整備推進事業費

総合教育センター費

三重マルチメディアスクールネット運用事業費

(2) 外部監査対象期間

平成10年度及び平成11年度

3 事件を選定した理由

県立高等学校における情報教育機器、主としてパーソナルコンピューター（以下 PC）が、現在の情報化時代に適合して効率的に使用されているか、また当該機器の購入等の手続が適正に執行されているかを確かめるため選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

情報化時代に適合した予算執行がなされているか。

情報教育機器関係事業が効率的に運用されているか。

情報教育機器関係事業の財務事務が適正になされているか。

(2) 主な監査手続

予算規模が多額で県単独事業である情報教育機器整備事業を中心に教育委員会事務局学校教育課に、事業の目的、内容、他の事業との関連について質問した。

県立高校 8 校を無作為に抽出して現地視察を行い、担当者等に質問した。

教育委員会事務局学校教育課に情報教育に関連する事業について、目的、内容等を質問し、契約書等の証憑突合を実施した。

5 外部監査の実施期間

平成12年 8 月 7 日から平成12年12月31日まで

第 2 外部監査の結果

1 文部省へ報告した三重県の県立高等学校における PC 設置台数等に関する調査によると合計保有台数は、平成11年度6,325台である。外部監査人が調査した時点（平成12年11月現在）では、下表のとおり6,401台であるが、このうち平成 6 年以前購入の PC が2,151台もある。つまり、ウィンドウズ95以前の DOS/V 機が、全体の約33%を占めていることになる。

県立高等学校64校におけるPC設置台数等に関する調査

H.12.11.27

取得年度	～昭和	H 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
設置台数	286	138	206	433	400	372	316	729	462	772	1290	997

合計6,401台

PC 設置のための主な事業は、情報教育機器整備充実事業であるが、この事業は平成 4 年 3 月に三重県情報教育推進協議会より答申された「三重県の学校教育における情報教育の充実について」に基づいて、平成 7 年度より実施されている。

内容は、

1 高等学校に42台の PC を設置し、

LANシステムを構築して、  
インターネットの接続を目的としている。

そして、6年間のレンタル方式（この方式については後述する）を採用している。

総額の予算で平成10年度170,964千円、平成11年度202,126千円である。各学校の年度別の1年間のレンタル金額の平均は、普通科は平成9年度4,375千円、平成10年度4,658千円、平成11年度3,930千円、また工業科、商業科等は平成7年度6,569千円、平成8年度6,300千円、平成9年度6,295千円、平成10年度6,010千円、平成11年度6,085千円となっている。技術が急速に進歩しているにも関わらず、レンタル料はほとんど変化していない。1校あたりの台数も文部省の指導により42台で変わっていない。

技術が進歩し、1台あたりの単価も当然安くなっているのに1年間のレンタル金額が安くない理由は、上記の三つの内容以外に、動画処理等の周辺機器やプログラム等を購入しているためである。予算が硬直化していれば現場の高等学校ではより高度の機器やいろいろなソフトを入れるのは当然であろう。

たとえば、外部監査人が視察した普通科で情報教育機器整備充実事業を平成11年度導入（平成12年3月設置）した1校を例にあげると、上記三つの要件を満たした42台のPCで下記のような内容となっている。

事業計画 平成11年10月15日付

生徒用PC一式（PC40台）	15,912,000円
教師用PC一式（PC1台）	1,499,800円
サーバーシステム一式（PC1台）	1,048,800円
画像分配システム一式	6,420,000円
ネットワークシステム一式	589,800円
PROXYサーバーシステム一式	939,700円
導入一時費用一式	1,900,000円
ソフト一式	1,476,400円
周辺用機器一式	1,494,400円
値引き	- 10,141,000円
合計	21,139,900円

事業計画添付の見積書（別紙）では上記のように買取総額21,139,900円で、レンタル料では月408,000円、年間4,896,000円となっている。

この場合6年間のレンタルだと総額29,376,000円（4,896,000円×6年）となり、見積金額と一致しない。その差額は保守料とのことであるが明確な基準が存在しなかった。

結局この高等学校の落札決定価格は1カ月のレンタル料338,205円、年間4,058,460円となった。6年契約との説明を受けたので総額24,350,760円である。

しかし、6年契約である文言は契約書にはない。

外部監査人が独自に上記三つの内容 1高等学校に42台のPCを設置し、LANシステムを構築し、インターネットの接続（インターネットを接続するとはホームページが見れること、ソフトウェアを送受信出来ること、電子メールを使えること）さらにワープロと表計算ソフトがついていることを満足させる見積をしたところ、下記のように総額10,580,301円（平成12年11月見積）となった。価格は秋葉原等のインターネット上の市場価格による。

<見積>

無停電電源装置	M社FW-A10-A1.0K	1台	75,800円
PC	F社FMV-Desktoperc5/665	42台	6,711,558円
	F社FMVV-Desktoperc5/100	1台	319,800円
レーザープリンタ	K社LBP-740e	6台	352,800円
メモリ	SD-128PC100CL2	1本	6,280円
LANボード	3com3c905-J-TX	42個	335,160円
HUB	ET-FSWH16	3台	80,400円
	ECC-5	20本	15,200円
ケーブル	ECC-10	28本	32,200円
	ECP-02	6本	6,480円
サーバーOS	REDHOTLINUX5.2	1式	10,800円
その他	搬入・設置・現場工事費	1式	1,500,000円

サーバーインストール費	1 式	220,000円
クライアントインストール費	1 式	410,000円
合計		10,076,478円
消費税		503,823円
総計		10,580,301円

上記の見積もりのように最低限の三つの内容を満足させるだけなら、現時点では最新の PC を導入しても事業計画書の約半値で可能であろう。つまり、情報教育機器整備充実事業では、同じ予算の範囲内で 2 倍のスピードで各高等学校の PC の更新が可能ならずである。

- 2 6 年間のレンタル方式についてであるが、民間においては PC を導入する場合、通常は買い取りかリース方式にするのが普通である。レンタルという方式は、民法第 601 条に定める「賃貸借」契約であり、取り替えが可能で、技術革新の激しい PC の更新が容易である、導入時の資金負担が少ない、保守料込みの契約である、という特徴を持っており、リース契約と違い債務負担行為とならない。従って、県が PC を導入するには最適の方法と言える。

しかし、情報教育機器整備充実事業はすべてレンタル方式との説明を受けたが、6 年以内で PC を取り替えた事例は無かった。契約書によると法的には 1 年契約であり、PC が古くなった時点で取り替え可能である。



### 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

監査の結果で述べたように、三重県立高等学校64校では6千台あまりのPCを保有しているがそのうち約33%は古い機器である。現地視察で聞き取りしたところでは、この情報化時代を生きる生徒から遅すぎて嫌がられてほとんど使っていないPC、キーボードのみを活用しているPCがあるとのことである。現在のようにIT革命が進み情報化時代の最先端を生きている若者がDOS/V機でしか作動しないPCを相手にしないのは当然であろうし、教える教師の側も一世代前のPCで情報教育をするのは困難であろう。

一方、平成11年度に情報教育機器整備充実事業で42台のPCを総額約25,000千円で導入した高等学校は、液晶画面で動画処理までできるPCを持っている。

情報教育機器設備充実事業は、平成7年度から実施され、予算は年間1校あたり普通科で4,000千円程度、工業高等学校等では6,000千円程度でほとんど固定され、台数も42台は変わっていない。現在のような変化の激しい時代の中でも、最も技術革新が進んでいる情報機器の予算がこのように硬直化しては、情報先進県を標榜する三重県にふさわしくなく、効率性の上からも問題があると言わざるをえない。技術革新が進んでいる情報教育の機器導入に関しては毎年見直しを実施して、レンタル期間の短縮等を検討し、効率よく各高等学校に最新の機器が導入されるようにすべきである。

また、高等学校における校内LANシステム推進事業、紀伊半島3県高等学校ネットワーク推進事業、インターネットをすべての学校に整備推進事業や教育委員会事務局学校教育課の所管ではないがすべての県立高等学校に校内LANを整備する「くものすネットワーク」事業、生涯学習システムネットワーク整備事業、デジタルコミュニケーション推進事業等いろいろな事業や部課が複雑に絡み合い、情報教育に関しても重複した部分がかかりある。

情報教育はこれからの時代を背負っていく若者達には当然に重要であり、技術革新が進み単価が下がっているからといって総予算を削るべきではなく、効率的に運用するため情報教育を県全体で一元的に検討できる組織(関係部署からなる委員会等)を作り、予算面においても柔軟に執行できるようにすべきである。

また、レンタル方式について監査の結果で述べたように、本来1年契約であるので古くなれば取り替え可能なはずであるが、実質的に6年契約の保守料込みのリース契約であるなら、契約書等を整備して法的にも問題がないようにすべきである。この場合、今回の報告書では時間的制約から踏み込んで触れることが出来なかったが、保守料についても明確な基準を作成すべきである。

### 三重県が保有する公有財産の管理事務について

#### 第1 外部監査の概要

##### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

##### 2 選定した特定の事件

###### (1) 外部監査対象

平成11年度末に保有する公有財産

##### 3 事件を選定した理由

三重県が保有する公有財産の管理事務が、関係諸法令に従って合规に遂行され、又、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成しているかについて確めるため選定した。

##### 4 外部監査の方法

###### (1) 監査の要点

管理事務は、適正に執行されているか

管理事務は、効率的になされているか

資産取得の所期の目的に沿って、有効活用されているか、又、未利用資産の場合、有効な将来計画はあるか等

###### (2) 主な監査手続

平成10年度の公有財産表から、帳簿価格の大きい施設、および更地または更地に近い財産を抽出し、取得の経緯・現在の利用状況・および将来の計画について、関係部署に対するヒアリングをおこなった。

そのうちの一部につき、現地におもむき、その管理状況を調査した。

##### 5 外部監査の実施期間

平成12年7月25日から平成12年12月31日まで

#### 第2 外部監査の結果

監査結果は次の通りである。

- (1) 利用価値のないものが財産として計上されている。
- (2) 処分予定のものゝ処分が進んでいない。

以下、個別に報告する。

<利用価値のない財産>

	土地面積 (㎡)	摘 要
四日市市稲葉町旧運河敷土地	331	県にとっては、ほとんど利用価値のない土地。 現在は石置き場として許可なく利用されている。 (内容については別記1)。
鈴鹿市八野町西條土地 (鈴鹿青少年交換用地)	773.82	現状は道路敷。 道路としてしか利用できない。 鈴鹿市が道路として利用している。
長島港(中島地区)埋立地土地	18	6m道路の一部長さ3m部分。 平成12年に紀伊長島町に無償譲渡。 このようなわずかな土地まで、長期間県有財産とされていた。
四日市市霞ヶ浦緑地内廃堤敷土地	3,147	堤防の敷地であったものが埋立により土地となった県有財産。 現在四日市市に無償貸付。 現在の用途以外には使えない。 独自では売却できない。
木曾岬町鍋田川廃川敷	11,648.75	緑地部分等を木曾岬町他に無償貸付。
津市鳥居町看護短大西側道路	416.52	場所が特定できない。 現在津市に一部無償貸付。 隣地も市有地である。

<利用度合いが低い財産>

	土地面積 (㎡)	摘 要
鈴鹿山麓研究学園都市センター (建設費21億円)	(土地借地)	貸会議室が主な設備。 学園都市に進出する施設が少なく、本来予定していた方法での利用回数は少ない。 (内容については別記2)。

<売却困難と思われる財産>

	土地面積 (㎡)	摘 要
伊勢市辻久留旧度会養護学校済美分校運動場	991.83	現在済美学園の臨時駐車場として利用されている。 学園以外の者には利用価値のない土地(無道路地である)。

津市藤方旧県公舎（御殿場 5 号）跡地	265.45	進入道路はあるが、建築基準法上の道路でないため建物が建てられない状態であり、売却困難。道路に面した部分は過去に売却済。 （内容については別記 3）。
上野市県公舎（上野 3 号の 1・2）跡地	314.04	平成 10 年に公舎取壊。 現在隣接住人が家庭菜園として利用。 （内容については別記 4）。
津市上浜町旧職員住宅跡地	132.23	一般入札が行われ落札者が決定したが、瑕疵を主張され契約に至っていない。

## &lt; 売却可能性のある財産 &gt;

	土地面積 ( $m^2$ )	摘 要
四日市市塩浜町磯津廃浜敷	2,774.23	堤防建設により旧浜が土地になったもの。 4 区画あり、おのおの離れた物件であるが、堤防内道路に面しており、有効利用が可能。 利用形態について地元と協議している。 （内容については別記 5）。
四日市市西浜田町県公舎浜田 1 号～5 号	3,180.10	7 戸あるが 2 戸を四日市港管理組合が利用。 建物は老朽化。 近鉄四日市駅より徒歩 10 分程度の距離にあり。
伊勢市宮川町旧伊勢失業対策事務所跡地	838.53	売却するため入札を行ったが、間口が狭いため、希望価格での売却ができていない。
津市高茶屋旧運転免許試験場跡地	30,794	跡地のうち 1 万 $m^2$ は津市が市民センターとして利用を計画。広大な土地であるが分割して売却すると残土地の利用が制限されると考えられる。 売却を含めた総合的な利用計画が必要。 （内容については別記 6）。
尾鷲市倉ノ谷旧末広職員住宅跡地 尾鷲市中井浦旧尾鷲公共職業安定所跡地	531.47 799.13	商業施設に隣接しており、立地条件はよい。 隣地の所有者が失踪中で、隣地確定が困難となっている。 公図上には現実にはない尾鷲市の水路がある。 しかし非常に利用価値は高い。
尾鷲市林町旧漁民研修所土地	650.33	現在は更地。 港湾地域内にあるため建物の用途制限あり。
上野市玄蕃町県公舎（上野 1 号）跡地	396.69	現在は更地。 敷地の片隅に環境測定基地局の施設がある。 隣地との境界に争いがある状態。

上野市緑ヶ丘西町職員住宅	2,178.30	3棟16戸のうち5戸が供用されている。 建物は老朽化が目立つ。 入口道路は狭いが商業施設に近く、立地条件はよい。
--------------	----------	--

## &lt;市町村との関係で、利用または売却が進んでいない財産&gt;

	土地面積 (㎡)	摘 要
鈴鹿市白子白子港埋立地	13,665.36	鈴鹿市との間で白子漁業協同組合に一括譲渡する協定を交わした(昭和56年2月)。 現在未売却となっている。 協定どおり実行されていない。 (内容については別記7)。
津市丸之内旧津警察署跡地	2,644.88	平成10年12月以降更地のままである。 津市が公共施設を造る予定で譲受を申し出ているが未決定。 非常に利用価値の高い土地である。 (内容については別記8)。
名張市南町旧名張警察署敷地	2,309	過去に名張市より寄付を受けたもの。 現在名張商工会議所が建っている(無償貸付)。 名張商工会議所は新築されたばかりで、今後数十年は無償貸付が続く。
名張市南町柔剣道場敷地	701.77	過去に名張市より寄付を受けたもの。 老朽化した名張市の柔剣道場が建っている。

## &lt;老朽化が著しい財産(建物)&gt;

	土地面積 (㎡)	摘 要
津市北丸之内県公舎(塔世1~3・5・7)土地建物	3,239.43	安濃川と市道にはさまれた細長い土地に県公舎が建っている。 昭和20年代、40年代の建物でかなり古い。 河川地域に指定されており、使用制限がある。

## 別記1 四日市市稲葉町旧運河敷

四日市市稲葉町に、もと運河を埋め立てた際にできた土地が331㎡ある。西側は四日市市の北納屋公園に水路を隔て隣接し、東側は、住宅地に隣接している。この土地は、道路に面してはならず隣地とも高低差があり、一体の土地としては利用できないと思われる。いずれかの隣地の所有者に売却し、利用させるしかないが、造成工事が必要となるため、売却収入は、多くは望めないと思われる。県の立場としては、県有財産は有償譲渡を原則としており、これは当然のことではあるが、当該物件は、現状では、県にとってはほとんど利用価値がない状態であると考えられ、早期の処分が望まれる。

現状は、石置き場として、許可なく利用されているが、出入りが自由にできる状態である為、事故等があれば、管理責任を問われかねない状態であるので、注意を要する。

## 別記2 鈴鹿山麓研究学園都市センター

鈴鹿山麓研究学園都市構想には、リサーチパーク・アグリハイテクヒルズ・ハイブリッドスクエアの三

地区から構成されるが、その中心はリサーチパークであると位置付けられている。

その中心地区であるリサーチパークだけでも54haという広大な土地を造成し、さまざまな研究機関を誘致する計画であり、三重県・四日市市とも補助金・奨励金または融資制度において優遇措置を講じているが、現在、(財)国際環境技術移転研究センターと県の施設である環境学習情報センター・保健環境研究所のほか、(株)三重ソフトウェアセンターなどが供用されている。

鈴鹿山麓研究学園都市センターは、この大規模な構想が実現されることを前提にして、ここに進出する研究機関が共同で利用する施設として建設されており、貸し会議室が主要設備となっている。

学園都市構想そのものに進出する施設が少ない現状では、当然に採算が悪く、本来予定とした方法での利用は少ない。当センターの敷地は四日市市より無償借り入れであるが、建設費は21億円の巨費を投じている。

利用回数が少ない事は、当センターの責任ではないが、必然的に少ない利用回数を増加させるために、地元のNPO等に利用させている。確かに、単に利用回数のみを問題にするなら、稼働率は上昇するが、このような利用方法をするために巨大な・高額な施設を造ったのではない。この種の施設は、利用が進むほど、光熱費等の変動費がかかり、採算が悪くなる。間違った使い方であるといえる。

#### 別記 3 津市藤方旧県公舎（御殿場 5 号）跡地

津市御殿場海岸の堤防の下に265.45㎡の土地がある。隣地は、建設省の所有であり、道路としては利用できない。公道側の土地は、以前、県の公舎であったが、売却され、民間に所有されている。進入道路はあるが、建築基準法上の道路でないため建物が建てられず、隣地の所有者にしか分譲できない状態であるが、公道よりかなり低いため、土盛り・土留め工事が必要となり、価格はあまり期待できないであろう。

これらは、管轄する部署が異なっていたため、別々に処分され、より条件のよい公道に面した土地だけが売れ、条件のまったく悪い当物件が売れ残っている。奥の土地は、手前の土地と一体化しなければ土地としての機能をはたさない状態であるので、一括して処分計画をすべきであった。

今後、他の県有財産を処分する際に、留意すべき事項である。

#### 別記 4 上野市農人町県公舎（上野 3 号の 1・2）跡地

上野市農人町の住宅街の路地を入ったところに、県有財産として、314.04㎡の土地がある。この土地は、公舎として利用されていたが、老朽化が激しく、平成 2 年以降入居者がいないため平成10年に取り壊しを行い、現在、更地となっている。

しかし、入り口が狭く車での出入りが難しいため、住宅等の施設を建設することは難しいと思われる。

現在隣接住人が、管理の傍ら家庭菜園として利用している。

#### 別記 5 四日市市塩浜町磯津廃浜敷

伊勢湾台風後、堤防を前面に建設したため、旧浜が土地になったものである。その後、一部分譲していったが、現在、合計4,649.08㎡が県有財産として残っているが、市へ公園として貸付けているほかは、4 区画2,774.23㎡が現状はフェンスはあるもののまったく利用はされていない。しかし、4 区画とも、おのおの離れた物件であり、一体としては利用できないが、各々の土地が、堤防内道路に面しており、別個に有効利用が可能と思われる。

現在、利用形態について、地元と協議をしているが、未だ結論に達していない。

一定の価値が認められると考えるので、県は、当然に有償による譲渡を考慮しており、地元側は、財政的な面から有償譲渡には難色を示している。相当な期間が経過しており、県としても既に充分な検討時間を与えた末に結論が出せないのだから、この協議は不調に終わったと解釈すべきであろう。よって、一般競争入札等の方法で売却を進めていくべきと考える。

#### 別記 6 津市高茶屋旧運転免許試験場跡地

津市高茶屋旧運転免許試験場の跡地30,794㎡が、未利用となっている。内 1 万㎡は、津市が市民センターとして利用したい意向があるようであるが、いまだ、契約に至っていない。付近には、西側に大通りが通っているが、民間地をはさんでおり、当該土地に面している東側道路は、あまり広くないため、広さの割には利便性は高くないように思われる。また、大きすぎて利用機会が少ないとも思われるが、反面、分割してしまうと、残った土地の利用が制限されることも考えられるので、売却を含めた総合的な利用を計画することが必要であると考え。

一般に公共施設を造るためには、民間の土地を買収しているため、移転された施設の跡地に、県または市町村で新たな公共施設を建てるとすると、民間が利用する土地資源が徐々に減少していくので、用途が終了した土地については、ひとまず民間に売却していくことも必要ではないかと考える。

## 別記7 鈴鹿市白子白子港埋立地

白子港の前浜は、昭和56年に三重県が埋立免許をうけ平成3年に完成した。

この事業を行うにあたり、三重県は、公共用地を除く水産関連用地(37,633.73㎡)は、鈴鹿市との間で、白子漁業協同組合に一括譲渡する協定を交わした。しかし、進出する水産施設がないという理由で、売却が進まず、現在、B地区(3,097.18㎡)、C地区の一部(4,678.32㎡)、D地区(5,889.86㎡)が未売却となっている(その帳簿価格476,921千円)。

県と市という公同士の協定であるが、長期間放置されている。

## 別記8 津市丸之内旧津警察署跡地

津市丸之内の旧津警察署の跡地2,644.88㎡が、平成10年12月以降空き地になったままである。津市が、公共施設を造る予定で譲受を申し出ているが、いまだ決定に至らない。県においては、県有財産の譲渡先としては、公共を優先に考えているため、津市が譲受を希望している限り、その希望を無視して民間に譲渡先を求めるわけには行かないと考えている。

しかし、都心の道路に面した非常に利用価値の高い土地であると思われるので、公共施設に限定することなく、より有効な活用を目指して、利用方法を検討されたい。

その際には、今まで指摘した通り、分割して利用する場合の売れ残り分の活用もあわせて考慮すべきであり、一体として利用することが望ましいと考える。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

## 1 管理体制について

県の保有する財産は、県民の貴重な税金によって取得された物である。

したがって、その有効活用をはかる事が必要であるし、もしそれが不可能な場合には早急に処理すべきであり、それをいつまでも利用しないままに放置するとか、また家庭菜園に利用させたり、無料駐車場に利用させるのは許されないことである。

多くの事例を見ると事業終了後、処分または他事業に転用するのに非常に時間がかかっている。以前は、事業を行っていた各管理部署において処分または転用を行っていたが、現在では、管財営繕課に所管換えを行い、統一的に管理するようになっている。反面、県土全般に点在する県有財産全般を、本庁の一課が処分・転用するには、業務量が多すぎるように思われる。担当課においては、これ以外の業務もあることから、解決の難しい県有財産の処分は、遅れがちになるようである。

もう一つの理由としては、実質的な権限を有し、最終的な決定ができるいわゆる責任者がいないという事が考えられるのではないか。

どの財産についても、処理のための責任者を決め、期限を切って処理をすべきであると思われる。

## 2 売却の条件について

県有財産は、県民全体の財産であることから、その処分は有償(入札による時価)を基本とするのは当然のことである。しかし、それにこだわるあまり、本来経済的に価値のない財産まで有償売却を目指すため、処分ができない財産も多く見受けられる。

また、古くから所有している財産が多いため、公図が未整備な物件、隣地との境界が定まっていない物件等、譲渡の条件が整っていない物件が多い。これらは、いずれ行わなければならないものであるから、早急に条件を整備しておくべきである。

## 3 市町村および地元との関係について

施設を設置する場合に、県営であるか、市町村営であるかの基準が明確でないように思われる。長い間行政を行う上で、その時の諸条件により、最適な方法が取られてきた結果であると思うが、施設は長期間供用され、その間に条件が変わってくる事もあり、結果論ではあるが統一的ではない。

たとえば、市町村の土地の上に県の施設を設置しているケース、逆に、県の土地の上に市町村が施設を設置するケースがある。その多くは、双方公共の用に供することから、無償で貸借している。長期間、無償で貸借することは、経済的には、無償で譲渡することと何ら変わりはない。かえって、所有権を留保しているために、長期間管理をしなければならないこと及び既存施設撤去後新たな利用方法を検討する際に、双方にとって、最善の選択ができないかもしれないという危惧が発生する。

過去の条件にとらわれず、現有施設について、双方にとって最適である形態に条件整備をしていくべきであると考える。

また、県有財産の処分については、純粋に経済的な取引であるから、行政という立場をはなれて対処すべき

であると希望する。住民からすれば取引の相手が公共である場合、要求が過大となる場合もあり、公共の側も、住民であることから、当然の要求をせず遠慮しすぎるという場合もある。

#### 白子港埋立地について

白子港埋立地は、平成3年に完成したが、現在B地区(3,097.18㎡)、C地区の一部(4,678.32㎡)、D地区(5,889.86㎡)、合計13,665.36㎡が未売却となっている。

昭和56年2月に三重県が鈴鹿市と交わした白子港(前浜地区)港湾整備事業に関する協定書第5条第1項では、上記のB地区、C地区、D地区(水産業関連用地)は三重県より白子漁業協同組合(現鈴鹿市漁業協同組合)に一括売却する等とある。

長期間にわたって、未売却となっているが、協定を順守するよう努力されたい。

民間同士の契約では、ほとんどありえない事である。

(注) 白子港(前浜地区)港湾整備事業に関する協定書

第5条第1項 水産業関連用地は、白子漁業協同組合に一括売却するものとする。ただし、これに支障が生じた場合、乙は白子漁業協同組合が取得すると同価格によってこれを取得し、水産業用地に利用しなければならない。

上記の協定は、三重県と鈴鹿市との協定(昭和56年2月10日付)であり、乙は鈴鹿市である。

#### 4 県の行う住宅行政の役割について

県は、県営住宅として、70団地、4,275戸を供用している。反面、各市町村には、市町村営住宅がある。かつては、入居者の所得階層によって、住み分けがなされていたが、その基準が撤廃され、市町村営住宅との区分ができなくなっている。県営住宅の存在意義が見直されているところである。

県営住宅は、低所得者に良質の住宅を提供する目的で建設されていたが、建設後相当の年数を経ているものが多く、これらは既に建物が老朽化していたり、現在のライフスタイルに合わなくなってきたりしている。また、住宅は生活の基本であることから、退去することが難しく、定住化し、住人が高齢化しているケースが多く見られる。

昭和30年頃に建設した県営住宅をみると、その多くは集合住宅の形を取っており、老朽化が進み、住宅環境が悪くなり、建替対象団地では空室の確保をしているが、建て替え計画しても、建て替えるためには全員を移転させる必要があり、非常に困難になってきている。同時に入居者にとっても、建て替えに応じると、住宅環境はよくなるが引越しが必要となること、また、家賃が上がってしまうことから、建て替えを嫌がる場合がある。

この様なことから、住環境が悪いまま、多くが空室となったまま、供用を続けている。比較的、便利な、環境のいい立地であるにもかかわらず、県営住宅のある部分だけが、劣悪な条件のまま放置されているという印象を受けた。県有財産が有効利用されていない、一部住人のためだけの県有財産となっているとの印象も受けた。

また耐震性に大いに疑問のある建物・防災上問題のある建物を供用しつづける施設もあり、県営住宅といえども、県は住居を提供している管理者であり、管理責任を問われかねないと危惧する。住人の生活を気遣ったことであるとは理解するが、双方にとってかえってよくない結果をもたらしているといえる。

また、県営住宅の多くは、市町村営住宅と併設されており、各市町村営住宅とも同じような問題を抱えていると予想される。さらに、県営住宅は、県内に広く点在し、木目こまやかな入居者サービスができなくなっている。安い家賃が滞納され、その取り立てや納付相談のために、県職員が、時間外に遠方まで出かける必要がなければいけないといった苦勞を考えると、県がそこまでやらなければいけないのかという大きな疑問点が残る。

県営住宅のあり方についての、真剣な議論の望まれるところである。

#### 5 最近設置された大規模施設のうち利用度合いの低い事例

##### 北勢中央公園

四日市市と大安町の境に建設された事業費106億円をかけてつくられた約20haの広大な芝生公園とスポーツ施設からなる公園。

幹線道路から離れ、周辺に住宅が少なく、しかも非常にわかりにくい場所につくられているためか、利用者が少ない状況ではないのか。

このような場所に、津球場の面積の約6.6倍もの巨大な公園がはたして必要なかと思わざるを得ない。

県は、さらに今後157億円を投入し70.5haを開発するというところである。

一方では、県立博物館の凍結問題や、利用の少ない県営サンアリーナの問題などもあるので、費用対効果などについて、県は県民に説明する義務があるのではないかと。

施設の約1/4が完成しただけとはいえ、利用が少ない現実がある以上、今後の追加投資に際しては計画の見直し等の検討が必要である。

#### 上野森林公園

森林公園に実際に行ってみたが、施設の入口と幹線道路が交差する部分に案内看板がなく、入口を通り過ぎてしまった事があった。

また11月4日の土曜日（11月3日が祝日、11月5日が日曜日で、いわば連休の真ん中）に行ったところ、休園していた。

県民のためにつくった森林公園を、なぜ森の散策に一番良い秋の土曜日に閉めるのであろうか。

さらに、広大な園内には、施設や現在地を案内する看板がほとんどなく、反対に、たき火や犬の糞などの禁止立看板が30m四方に約30本も立てられているなど、異常さに驚きを禁じえなかった（別紙参照）。

また、展望台に上がったところ、周囲の木が生い茂っており、何も見えなかった。

この施設は、誰の為に何の目的でつくったのか。

県民サービスとは、いったいどういう事なのか考えざるを得ない。

公園、特に巨大な施設については、入場者が「楽しい」と感じる事が必要であろう。

現在の県有の公園施設の管理運営では、「楽しい」と入場者が感じる事は少ないのではないかと。

管理運営について民間のサービス産業を参考にするのも一つの方法であろうし、さらに管理運営を民間のサービス産業やNPOに委託してはどうか検討する段階にきているのではないであろうか。

以上、最近つくられた施設であるにもかかわらず、あまりにも県民サービスという事が考慮されていない事から、その視点で比較的最近につくられたその他の数カ所の県有施設についても調査を行なったが、それについて述べる。

#### 県総合文化センター駐車場

施設完成時から既に駐車場不足であり、多くの県民が困っているが、一向に改善されない。

最近多少駐車場が拡大され、1,500台収容になったと聞くと、展示場や生涯学習センター、女性センターでイベントが開催されることも多く、足りているとは思えない。

いずれにしても現在路上駐車などでカバーしているが、教育上望ましくない。

また絶対量不足に加え、駐車場が7カ所に分散しているため、空き駐車場を求めて順次回らねばならない情けない状況もある。だれが7ヶ所もの駐車場をまわって空きをさがすであろうか。

このような場合、民間ではほとんどの場合、電光表示による案内看板を設置するが、参考にしてはどうか。

#### 県立美術館駐車場

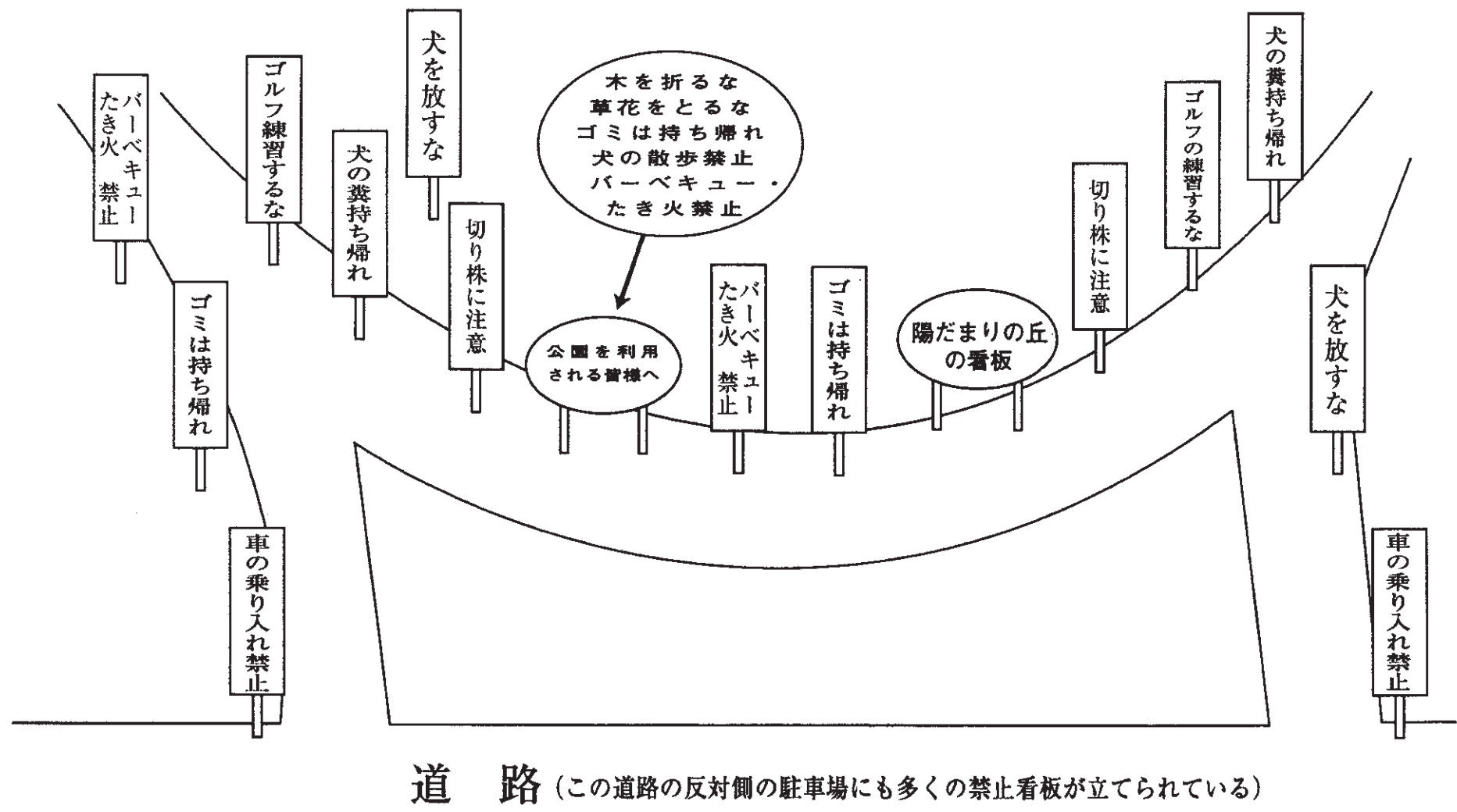
ある者が、春の日曜日に県立美術館に行ったところ、路上駐車の手であふれていたとのことである。

そこまで、美術館の客が多いのかと調査したところ、県立美術館の駐車場は、隣の総合教育センターと共用になっており、総合教育センターへ研修を受けにきた県職員（教員）の車で埋め尽くされた結果、路上駐車が発生したようであった。

その結果、その後美術館へ来た客は、当然路上駐車となるわけである。

本来美術館の入場者がお客さまである筈が、この場合には県職員（教員）がお客さまとなっている。

# 上野森林公園「陽だまりの丘」の入口付近に乱立する注意・禁止の立看板



印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの見積にかかる契約事務について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

総合企画局、総務局、生活部、健康福祉部の印刷物についての 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの見積にかかる契約事務

(2) 外部監査対象期間

平成11年度

3 事件を選定した理由

総合企画局、総務局、生活部、健康福祉部の印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの見積にかかる契約事務が、三重県会計規則に基づき適正に執行されているか、競争性、公平性が確保されているかを確認するため選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの見積にかかる契約事務が適正に執行され、又、競争性、公平性が確保されているか。

(2) 主な監査手続

総合企画局統計調査課、政策広聴広報課、総務局政策評価推進課、税務政策課、生活部生活課、勤労福祉課、健康福祉部健康対策課、薬務食品課を対象に、印刷物一覧表、印刷物仕様書、業者からの見積書、物件関係入札参加資格者名簿、支出負担行為書、印刷物成果品を突合した。

5 外部監査の実施期間

平成12年12月1日から平成13年1月31日まで

第2 外部監査の結果

1 県が印刷物を作成するに際し、予定価格の算定方法に問題があった

見積合わせ指名業者に算定させた事例

予定価格を算定する能力が無いことから、見積合わせを行う予定の業者に、あらかじめ算定させ、それを予定価格としているが、適正とはいえない。

予定価格を算定するため、業者に見積を依頼した健康福祉部の事例

(印刷物) 報告書		(印刷物) 報告書	
(予定価格の決定)	(千円)	(予定価格の決定)	(千円)
A社に見積依頼	406	A社に見積依頼	498
予定価格	406	予定価格	498
見積合わせ依頼		見積合わせ依頼	
A社	406	A社	498
B社	456	B社	546
C社	441	C社	535

A社に予定価格算定のため見積を依頼し、予定価格を決定した。見積合わせをA社、B社、C社に依頼し、A社が他の2社より低価格（予定価格算定のための見積額と同額）であったため、A社が発注先に決定された。

予定価格を予算額を基準にして算定した事例

予定価格を算定する能力が無いことから、予算額の80%を予定価格としているが、予定価格は積算して算定することが必要であり、予算額の80%を予定価格とすることは、適正とはいえない。

予定価格を算定するのに予算を基準にして算定した健康福祉部の事例

(印刷物) 予定価格 見積業者  
マニュアル 567千円 3社

上記の予定価格は、予算額の80%で算定したものであり、あくまで概算であると認められる。

最終的には、409千円を見積った業者が他の2社より低価格であったため、発注先に決定されたが、見積業者3社のうち1社は582千円で予定価格以上、2社は441千円、409千円と予定価格以内であった。予定価格(適正価格)の算定が大雑把すぎると認められる。

## 2 極端な競争をさせている事例

県では三重県会計規則において、20万円未満のものについては見積書を徴することを省略できると定めている。

今回調査した中には、契約金額がわずか1～2万円程度のものまでも競争をさせている事例があった。

契約金額が10万円以下の印刷物について、複数社より見積させ、その内の最低価格を見積った業者に発注した事例は次の通りである。

部 署 名	印 刷 物 名	契 約 金 額 (円)	見 積 業 者 (社)
総合企画局統計調査課		92,736	4
"		11,739	3
"		84,346	3
"		69,562	5
生活部生活課		53,550	4
"		22,344	2
"		19,477	3
"		68,250	3
"		71,400	3
"		23,310	3
"		34,650	3
"		86,940	3
生活部勤労福祉課		55,125	3
健康福祉部薬務食品課		89,250	3
"		70,035	4
"		63,000	5
	合 計	915,714	54

## 3 競争により事業費は安くなったが、印刷の質も低下している事例

競争によって事業費が安くなることは結構なことであるが、それは印刷レベルが従来と同等であることが

前提となる。

しかし調査した中に、明らかにこれまでの印刷物に比べ質が低下している事例があった。

『県庁見学のしおり』について述べる。

『県庁見学のしおり』は、社会科の勉強の一環として、先生に引率され県庁に見学に来る小学校高学年に配布される目的でつくられているものであり、社会科の副読本ともいうべき性格を有している。

『県庁見学のしおり』について、平成10年度から12年度までの予算実績をみると、3年間で約半額になっている。

	予算	実績
平成10年度	368千円	302千円
平成11年度	302	206
平成12年度	242	180 (県民の声報告書含む)

1999年版を閲覧したが、訂正箇所が目立っている。訂正箇所は三重県地図の地名部分である。

また世界地図についてみると、あまりにも大雑把な日本地図がえがかれている(別紙参照)。

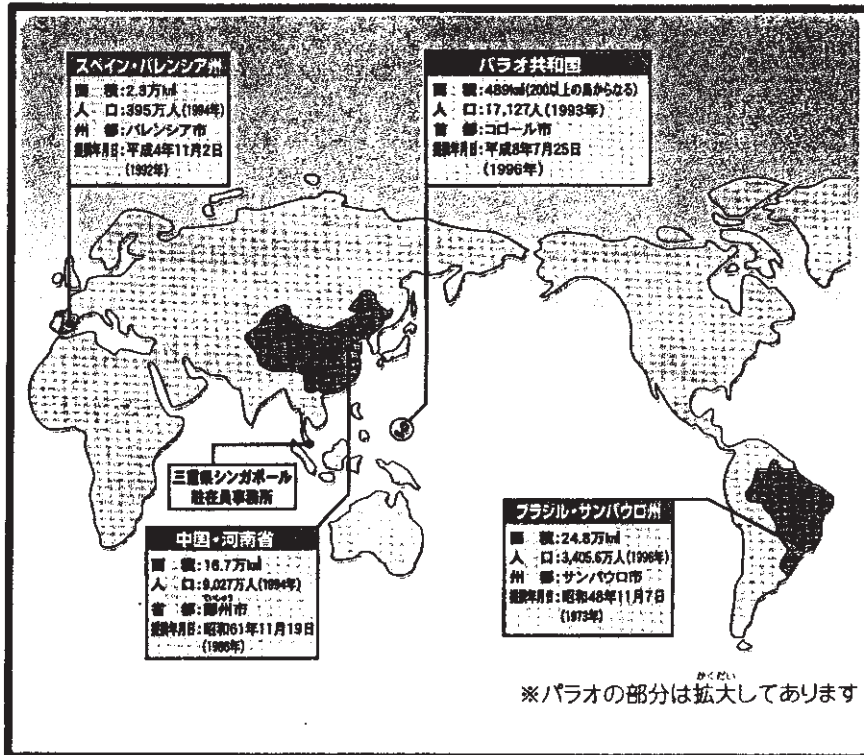
2000年版についても閲覧したが、世界地図に誤りがみられる。

北海道の上、北方四島がカムチャッカ半島に接近してえがかれている。サハリンに近いのが正しい。

さらにスマトラ島がシンガポールと陸続きになっている。

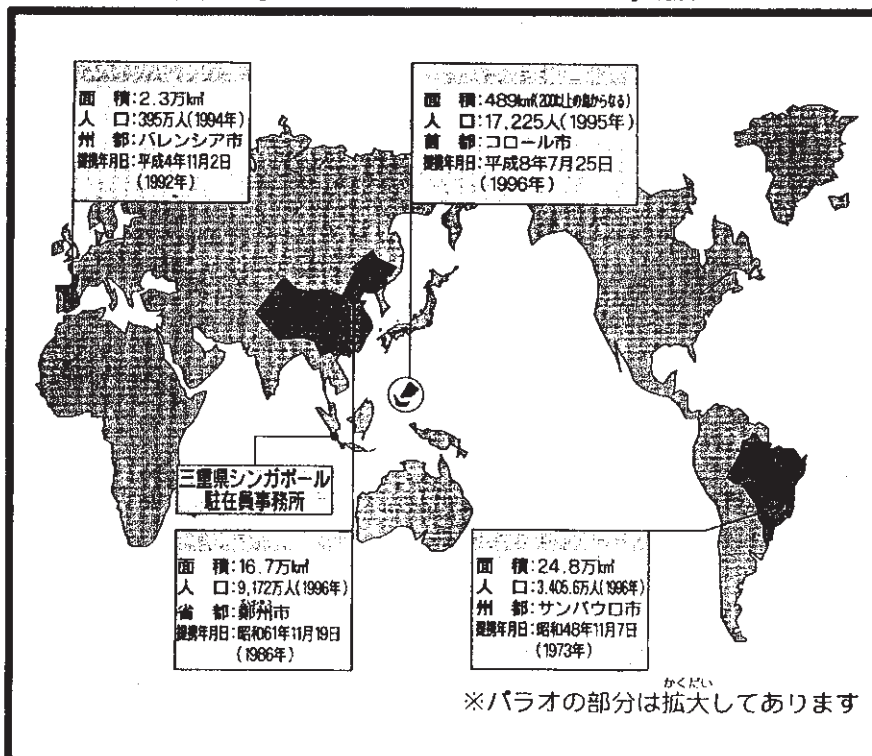
印刷業者の能力の問題か、県の印刷担当者の問題かはわからないが、このような場合、民間では刷り直しを指示するが、その時間が無い場合には、値引きを要求するのが常識である。

### 県庁見学のしおり 1999年版から



原寸大 (冊子はカラー印刷)

### 県庁見学のしおり 2000年版から



原寸大 (冊子はカラー印刷)

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 予定価格を算定できる職員を育てる必要がある

予定価格を算定するため、業者に算定を依頼し、その業者を見積合わせに参加させているが、見積合わせからはずすべきである。

但しその場合は、その算定した業者に対して、算定に要した人件費等をどのように支払うのか、その予算は計上されているのか、または支払わず泣き寝入りさせるのか。いずれにしても問題が残るように思われる。

この問題は、予定価格を県職員では算定できないということに起因している。

予定価格を算定できる職員を育てるなどの対策をとる必要があるのではないか。

2 少額な印刷事業まで競争させるのはやりすぎではないか

競争の原理を取り入れ、少しでも安く事業を行い、税金を有効活用することは望ましいことであるが、少額な印刷物までも3社程度指名し、競争（見積合わせ）をさせるというのは、県が目的とする「安く」については実現できても、反対に業者（県民）側の負担は極めて大きく問題が多い。

なぜならば、見積を依頼された業者の見積書の作成に要する時間、見積書の作成のため他の仕事をキャンセルせざるをえない時間、見積書を県に持参する（郵送も可とされているが、実際には持参する場合が多い）時間が必要となるが、仮に落札しても少額の事業費では利益も薄く、また同時に落札できなかった業者にも負担を負わせているわけである。

監査結果の項で、契約金額10万円以下の印刷物について、複数社より見積をさせた事を述べたが、見積をしたが発注されなかった38社分（見積業者54社分 - 契約業者16社分）については人件費の負担を強いられているといえよう。

見積を依頼された38社は、見積作業、見積書を県に持参する時間など約半日分を見積についやすものと考えられ、金額に換算すれば、361千円の負担を強いられているといえる。

(計算根拠)

印刷業界の平均賃金：平均年令36才で4,662千円

～平成11年株式会社上場印刷会社10社の平均賃金が年令36才で年収5,180千円から6,440千円となっており、年収5,180千円の90%を印刷業界の平均賃金とした。

年間就業日数：240日

1日当り人件費：19千円

(4,662千円 ÷ 240日)

38社の半日分人件費：361千円

(19千円 × 1 / 2 × 38社)

県から指名の声がかかると、業者の立場からみれば、発注者と業者（受注者）は対等の関係ではなく、少額の発注を断ることに負担を感じずる場合もある。

この事を念頭において、印刷発注を行う必要があるのではないか。

3 3百万円の印刷事業を106社に声をかけ、競争させたのはやりすぎではないか

過去に3百万円の印刷事業を106社に声をかけ、競争させた事例があったが、業者の所有する機械設備、能力などを一切考慮せず、入札指名したと考えられるが、やりすぎではないか。

106社に声をかけた結果、県の負担は少なくなったが、業者（県民）に負担を強いる形となったのではないか。

単純に見積時間、県庁への持参時間、入札時間などを考慮すると約1日の時間が必要とされ、落札できなかった業者にとっては、金額に換算すると931千円の人件費が業者（県民）負担となっていると考えられる。

(計算根拠)

入札参加業者 50社

1日当り人件費 19千円（前記2の人件費を使用）

落札できなかった49社の1日分の人件費 931千円

19千円 × 1日 × 49社 = 931千円

4 オフセット印刷という指示では不十分ではないか

監査結果の項で、これまでの印刷物に比べ質が低下している事例について述べた。

印刷の質について考えた場合、ほとんどの仕様書について印刷の質について指示がないか、オフセット印刷とだけ明記している場合が多いが、オフセット印刷と明記しても、そのなかには一般のオフセット印刷方式の

ほか、紙版を使った簡易オフセット印刷方式もある。

簡易方式の場合は極端に料金が安くなるが、大手印刷会社では印刷の質が悪いとしてその方式を採用していないようであり、両方式を同じ土俵に立たせ入札を行う現在のやり方はフェアな競争とは言えないのではないか。

価格競争を激化させて印刷費の軽減を図ろうとするのであれば、質の低下は厳しくチェックすべきであろう。

#### 5 質の低下を防ぐために最低価格制度の導入が必要ではないか

現在、印刷業者にかかる入札は、物品購入と同様に安ければ安いほど良いという考え方を前提に行われているようである。たしかに物品の場合は、社の製造した型番 商品あるいはそれと同等品といった指示がされるため、いくら安く落札されても、製品の質の低下はない。

一方印刷は、土木建築などと同様に、何も無い白紙の上にイラスト・写真・デザイン・印刷など各種の技術を駆使して作りあげていくものであり、いくら競争で承知の上で安く落札したからといっても、安い場合は安いようにしかならないというのが世間の常識であろう。

監査結果の3で示したが、『県庁見学のしおり』を平成10年度と平成12年度と比較すると、事業費が約半額に減少している。

事業費が半額になったという事であるが、質が低下している以上、実質的には半額にならなかったのではないか。

競争を激化させ、極端に安くしても、質の悪いものを作っているのは税金の無駄づかいになる。

一方、県庁と取引している民間業者側からみると、これらの業者は利益を得ることによって企業として成り立ち、それによって個人としての生活も成り立っている。

したがって安ければ良いという県の印刷物の入札のやり方では、それを継続していくと税収や地域振興にも影響を及ぼしていくのではないだろうか。

そこで、前述の通り県には印刷のことがわかる専門家がいなくてもあるので、質の低下を防ぐために、入札に当たっては土木建築工事と同様に最低価格制度の導入と、業者の機械設備や実績等によるランク付等を行う必要があるのではないか。

#### 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成12～15年度三重県保健環境研究所設備管理業務委託

##### (2) 委託業務履行場所

三重県四日市市桜町3690番地の1

##### (3) 委託業務の仕様書等

詳細は入札説明書（仕様書）によります。

##### (4) 委託業務期間

契約の日から平成16年3月31日まで。ただし、業務開始年月日は平成13年4月1日（日）とします。

#### 2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、競争参加確認申請日から入札執行までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。ただし、(2)については入札日の前日までに登録されていれば足りるとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」という。）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条に定める第3種電気主任技術者を有し、当施設の選任技術者として選任できる者であること。
- (5) 次の資格を有する技術者を有し、常駐の管理者として当施設に配置できる者であること。
- ア 電気工事法(昭和35年法律第139号)第3条に定める第1種電気工事士
- イ 消防法(昭和23年法律第186号)第13条に定める乙種危険物取扱者(第四類)
- なお、常駐者は平日2名、夜間・休日は1名とするが、上記資格者については、個々がすべてを有する必要はなく、のべ3名で2種類の資格を有すればよいものとする。
- (6) 総合病院、研究所など厳重な安全管理や衛生管理が要求される施設の設備機器を適正に管理できる能力を有する者であること。

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、入札説明書(仕様書)に記載する入札参加申請書に必要な書類を添えて期限までに提出しなければなりません。

- (1) 提出期限  
平成13年3月26日(月)午後5時
- (2) 提出場所  
4の(1)に同じです。
- (3) 審査  
入札参加の適否を提出された書類を審査のうえ決定します。
- (4) 参加資格審査の結果通知  
平成13年3月27日(火)に通知します。

### 4 入札手続に関する事項

- (1) 担当部局  
郵便番号 512-1211 三重県四日市市桜町3690番地の1  
三重県科学技術振興センター保健環境研究所 総務グループ 担当 吉川  
電話番号 0593-29-3800 FAX 0593-29-3004
- (2) 入札説明書(仕様書)の交付期間及び場所  
ア 交付期間 平成13年3月16日(金)から同月22日(木)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除きます。)  
なお、4の(3)の入札説明会においても配付します。  
イ 交付場所 4の(1)に同じです。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成13年3月21日(水)午前11時から  
イ 場所 三重県四日市市桜町3690番地の1  
三重県科学技術振興センター保健環境研究所 1階 第2会議室
- (4) 入札の日時及び場所  
ア 日時 平成13年3月29日(木)午前11時から  
イ 場所 三重県四日市市桜町3690番地の1  
三重県科学技術振興センター保健環境研究所 1階 第2会議室
- (5) 開札の日時及び場所  
4の(4)に同じです。
- (6) 契約条項を示す場所  
4の(1)に同じです。
- (7) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書  
入札書は、本人(三重県入札参加資格者名簿に登録されている者)又はその代理人が入札をするものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。  
イ 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に

相当する金額を記載してください。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した仕様に適合した業務を遂行できると判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、入札仕様書の事項に基づく最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

入札の執行回数は3回を限度とし、3回の入札において落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、3回目で最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うことができます。随意契約の見積回数は、3回を限度とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他規則第72条各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

- (4) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (5) 本件調達は、予算の議決をされるものとして公告します。

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次の者に対し軽油引取税に係る特約業者としての指定を取消しました。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 特約業者の氏名又は名称

日英鉱油株式会社

代表取締役 森中 茂樹

- 2 主たる事務所又は事業所の所在地

四日市市浜一色町11 - 1

- 3 特約業者の指定取消年月日

平成13年1月29日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、平成13年3月13日県営中山間地域総合整備事業（生産基盤型）小川郷上地区の計画を変更しました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成13年3月16日から同年4月4日まで

- 3 縦覧の場所

度会町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業漕代地区第3換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定しましたので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告します。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>	特に減ずる 地積 m <sup>2</sup>
松 阪 市	横 地 町	池 ノ 端	237	田	839	134
"	"	"	239	"	512	129
"	"	上 蓮 寺	701	"	555	73
"	"	大 山	661	"	519	75
"	"	北 浦	353 - 3	"	238	183
"	"	"	361 - 3	"	403	218
"	"	"	381	"	254	127
"	"	崩	343 - 1	"	1563	229
"	"	久 保	608	"	942	323
"	"	"	612	"	132	18
"	"	久 保 垣 内	207	"	568	109
"	"	"	221	"	813	147
"	"	正 蓮 寺	463	"	714	37
"	"	せ ち こ	572 - 1	"	1011	314
"	"	出 口	306	"	800	55
"	"	"	329	"	363	197
"	"	堂 垣 内	31	"	188	129
"	"	"	21	"	462	172
"	"	"	34	"	535	204
"	"	"	39	"	796	366
"	"	"	40	"	823	366.97
"	"	鳥 井	179	"	975	292
"	"	"	153 - 1	"	889	145
"	"	"	147 - 1	"	1153	147
"	"	"	142	"	773	247
"	"	"	149	"	1080	70
"	"	"	151 - 1	"	733	210
"	"	西 浦	283 - 1	"	1276	149
"	"	"	293	"	1166	85

松 阪 市	横 地 町	西 浦	296	田	287	106
"	"	西 川 原	244 - 1	"	839	214
"	"	"	246	"	1186	130
"	"	前 田	2	"	1355	295
"	"	"	6	"	723	264
"	"	"	10	"	489	227
"	"	"	19	"	1358	294
"	"	"	5	"	1127	225
"	"	"	7	"	839	223
"	"	"	8	"	704	103
"	"	"	12	"	462	223
"	"	"	14	"	482	270
"	"	"	9	"	406	195
"	"	目 田 前	500	"	1114	116
"	"	柳 山	694	畑	218	179

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により宮川村から換地処分（団体営中山間地域総合整備事業 荻原地区（本田木屋団地））を行った旨の届出がありました。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成13年3月16日

三重県知事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 13 年 2 月 13 日	三重郡菟野町大字菟野字森屋2610 - 1ほか2筆	四日市市鷺の森2丁目3 - 19 株式会社ブレイナー 代表取締役 近 藤 英 雄
平成 13 年 2 月 16 日	三重郡菟野町大字千草字草里野6457 - 4	四日市市上海老町1648 - 184 上 田 文 映
平成 13 年 2 月 16 日	三重郡菟野町大字千草字草里野6457 - 5	四日市市上海老町1648 - 184 上 田 正 道
平成 13 年 2 月 16 日	三重郡朝日町大字小向字白部子57 - 2ほか7筆	三重郡川越町大字南福崎315 - 1 養三石油株式会社 代表取締役 駒 田 洋 子
平成 13 年 2 月 22 日	三重郡川越町大字南福崎字宮中502 - 1	三重郡朝日町大字縄生538 - 2 福栄精工有限会社 代表取締役 加 藤 桂
平成 13 年 1 月 19 日	亀山市栄町字萩野1488 - 2ほか5筆	四日市市中川原1丁目1 - 1 株式会社不動産流通サービス 代表取締役 菱 田 慶 一

平成13年 2月22日	鈴鹿市伊船町南沢2367 - 2	鈴鹿市伊船町2565 近藤政利
平成13年 3月1日	鈴鹿市上田町字亥之越1796 - 6ほか1筆	鈴鹿市上田町1796 - 2 石田祐子
平成13年 2月2日	多気郡明和町大字大淀字向野744 - 2ほか15筆	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町17 - 32 三重新生電子工業株式会社 代表取締役 山下重憲
平成13年 2月2日	松阪市上川町字東高田4219 - 1ほか1筆	松阪市上川町1325 山出久美 松阪市上川町3308 宮下正文
平成13年 2月5日	松阪市石津町字門ノ前188の一部ほか2筆	松阪市内五曲町45 - 7 株式会社三重創建 代表取締役 岩井健次
平成13年 2月20日	松阪市伊勢寺町向山2581 - 4ほか1筆	松阪市久保町141 - 4 宗教法人工ホバの証人松阪会衆 代表 竹村晴夫
平成13年 2月22日	松阪市高町字境目塚175 - 1ほか2筆及び宮町字五反田10 - 2ほか2筆	多気郡明和町大字有爾中68 - 4 マルセン産業有限会社 代表取締役 瀬田美恵
平成13年 2月22日	松阪市豊原町字下新田1354 - 1	松阪市豊原町5 - 4 榎田川被川沿岸土地改良区 理事長職務代理者 木戸口真澄
平成13年 3月5日	志摩郡浜島町大字浜島字御浜2218ほか71筆(第3工区)	静岡県浜松市中沢町10 - 1 ヤマハリゾート株式会社 代表取締役 田形隆次
平成13年 3月6日	志摩郡阿児町鶴方字カヤウ1047 - 1ほか15筆	志摩郡阿児町鶴方3483 華洋開発株式会社 代表取締役 西崎甚平

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、桑名市西別所農住土地区画整理事業の終了を次のとおり認可しました。

平成13年3月16日

三重県知事 北川正恭

- 1 施行者の名称  
桑名市西別所農住組合
- 2 事業施行期間  
平成9年9月9日から平成13年3月31日まで
- 3 施行地区  
桑名市大字西別所字倉持及び字山坂下の各一部
- 4 事業の名称  
桑名市西別所農住土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成9年9月9日
- 6 終了認可の年月日  
平成13年3月16日

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1箇月 2,700円  
1箇年 32,400円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年3月16日発行  
津市広明町13番地  
三重県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862